

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により業務の受注者を選定するので、次のとおり公告する。

令和2年8月26日

介護のイメージ変革プロジェクト実行委員会
実行委員長 大塚 一史

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

介護の仕事イメージ変革プロジェクト（以下「本業務」という。）

(2) 業務の内容

別添1「介護の仕事イメージ変革プロジェクト業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）
のとおりとする。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年2月28日まで

(4) 委託料の上限額

金2,780,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 参加資格

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす法人格を有する者とする。

ア 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

イ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続き等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がイベント・広告・企画の映画・ビデオ制作に登録されている者であること。

ウ この募集の開始日以後のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

オ 次のいずれかに該当しないこと。

なお、該当するかどうかについて、鳥取県警察本部に照会する場合がある。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」

という。) であると認められるとき。

(イ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

(ウ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は(イ)のaからfまでに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

(2) 共同事業体による参加

構成団体が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 共同事業体のすべての構成事業者が、法人格を有すること。

イ 共同事業体の構成事業者のうち、2者以上が上記(1)のアからエまでの条件を全て満たしていること。

ウ 共同事業体の全ての構成事業者が上記(1)のオの条件を全て満たしていること。

エ 本プロポーザルにおいて、複数の共同事業体の構成員となることはできない。

また、共同事業体に所属しながら、別に単独事業者として提案を行うことは認めない。

3 募集方法

本プロポーザルの実施要領（以下「実施要領」という。）をインターネットの鳥取県介護福祉士会ホームページ（<http://tottori-kf.jp/>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

令和2年8月26日（水）から同年9月11日（金）までの間（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 12の場所

4 参加表明書の提出について

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（様式第1号）
- イ 事業者概要及び事業実績（様式第2号）
※共同事業体の場合は、構成事業者すべてのもの

(2) 提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和2年9月11日（金）午後5時15分まで
- イ 提出場所 12の場所
- ウ 提出部数 1部
- エ 提出方法 持参又は送付（電子メールによる提出は受け付けない。）
持参による提出の場合は、提出期限までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。送付による場合は、提出期限までに必着のこととし、あわせて電話連絡すること。
※本プロポーザルへの参加は、参加表明書、事業者概要及び事業実績を提出期限までに提出した者に限る。

5 質問の受付について

- (1) 質問がある場合は、質問内容を明確に記載し、令和2年9月15日（火）午後5時15分までに電子メール（様式自由）で質問すること。
- (2) 電子メール以外での質問は受け付けない。
- (3) 質問とその回答は、全参加表明者に電子メールで送信するとともに、インターネットの鳥取県介護福祉士会ホームページ（<http://tottori-kf.jp/>）に掲載する。

6 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

- ア 企画提案書（単独事業者の場合は様式第3-1号、共同事業体の場合は様式第3-2号）
- イ 別添仕様書に基づく各業務等の具体的実施案（企画の趣旨やコンセプト、具体的な実施内容）
- ウ 実施体制、実施スケジュール
具体的な企画（テーマ、タイトル、ストーリー等）、撮影時期、場所、出演者案を盛り込むこと。
- エ 広報に係る制作物（チラシなど）についての提案は、イラスト、絵コンテ等により、実際の制作物がイメージできるものとする。
- オ 概算見積書
本業務を実施するのに必要な経費の見積りを提出すること。なお、様式は任意とするが、積算内訳を明記すること。
- カ 障がい者就労系事業所への発注見積額
障がい者就労系事業所への発注を予定している場合は、概算見積書に、障がい者就労系事業所への発注見積額とその積算内訳を明記したものを添付すること。（任意様式）

< 共同事業体にあっては次の書類を追加 >

キ 共同事業体協定書（予定案で可、様式任意（付録参照））

ク 構成事業者の業務分担の分かるもの

(2) 企画提案書の受付期間、提出場所及び方法

ア 受付期間 令和2年9月11日（金）から同年9月17日（木）まで

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

ウ 提出場所 12の場所

エ 提出書類の形式 用紙サイズはA4版（必要に応じてA3版の折り込みも可とする。）用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

オ 提出部数 正本1部、副本4部 計5部

カ 提出方法 持参又は送付（必着）すること。（ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。）

(3) その他留意事項

ア 業務実施体制、実施責任者、事業所概要等について追加説明資料を求められた場合は、速やかに提出すること。

イ 提出書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合、企画提案書を無効とすることがある。

7 審査の方法

(1) 審査会を開催し、あらかじめ提出された企画提案書等を、別添2「介護の仕事イメージ変革プロジェクト業務委託に係る審査要領」（以下「審査要領」という。）に基づき審査し、最も高い得点を獲得した者を最優秀提案者として選定する。

なお、最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

提案者が1者のみの場合、審査要領の基準に照らして審査会が適当と認めた場合は、当該提案者を最優秀提案者とし、適当と認められない場合は、再度募集する。

(2) 審査結果は、文書で提案者全員に通知し、その概要を鳥取県介護福祉士会のホームページで公表するものとする。

なお、通知の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者と当該通知の相手方のみ記載するものとする。

また、公表の内容のうち審査結果については、契約者名及び全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最高順位の提案者のみ記載するものとする。

(3) 審査の経緯は公表しない。

(4) 審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(5) 各提出物等の提出が期限に遅れた場合、又は審査結果に影響を与えるような不適切な行為が認められた場合は審査対象外とする。

8 契約の締結

(1) 7により最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も

含む。協議が不調のときは、7により順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

(2) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。

なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に介護のイメージ変革プロジェクト実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を実行委員会に支払わなければならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

(ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

(イ) 暴力団員を雇用すること。

(ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

(エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

(オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

(カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。

ウ 暴力団若しくは暴力団員又はイの（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に県が発注した物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を請け負わせたと認められるとき。

9 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

10 委託契約に反した場合の取扱い

受注者が本事業の実施に当たり委託契約に反した場合には、実行委員会は契約金額の一部又は全部を返還させる権利を有する。

11 その他

- (1) 提案書の無効
2の参加資格のない者が提出した企画提案書及び虚偽の記載がなされた提案書は、無効とする。
- (2) 提案書の取扱い
ア 提出期限後、企画提案書の加筆・修正は認めない。
イ 企画提案書は返却しない。
- (3) 企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。
- (4) 提出された書類は、最優秀提案者の選定以外の目的には、参加者に無断で使用しないものとするが、選定を行うために必要な範囲内において複製する場合がある。
- (5) 著作権の取扱い
ア 最優秀提案者の企画提案書に係る著作権の帰属については、仕様書のとおりとする。
イ 最優秀提案者に選定されなかった企画提案者の提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
ウ 実行委員会は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
ア 提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合
イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
ウ 審査の公平性を害する行為があった場合
- (7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、本業務の受注者を選定するために実施するものである。したがって、契約締結後の業務においては、必ずしも最優秀提案者の企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。
- (8) 契約書は、実行委員会が作成する。
- (9) 最優秀提案者は、本プロポーザルの最適者として特定したものであるが、契約手続の完了までは、実行委員会との契約関係を生じるものではない。

1 2 各種書類の提出先及び問い合わせ先

〒689-0201 鳥取市伏野1729-5

介護のイメージ変革プロジェクト実行委員会

(事務局) 一般社団法人鳥取県介護福祉士会

電話 0857-59-6336 / ファクシミリ 0857-59-6341

電子メール tori-kaigo@tottori-wel.or.jp